葉建

千

使用しようという決意と勇気の欠如にある場合である」(VIII 35) ないという無力さのことである。自己責任によるのは、その未熟さの原因が、知性の欠如にではなく、他人の指導なしに自分の知性を

今日でもなお新鮮なものでありつづけている。 護に依存した状態から抜けだし、「自分で考えること」(Selbstdenken)、「自立的思考」(selbständiges Denken)へと呼びかける言葉として、 己理解をみごとに定式化したものであるにとどまらず、「知る勇気をもて」(Sapere aude!)(VIII 35)という啓蒙の標語は、他者の権威と庇 文を執筆し、これを冒頭に引用した印象的な表現で始めている。カントの答えは啓蒙という一つの時代あるいは一個の出来事についての自 「啓蒙とは何か」。この問いにたいしてカントは『啓蒙とは何か―その問いの答え』(Beantwortung der Frage: Was ist Aufklärung?)という論

不当に狭める(場合によっては歪める)ことになるように思われる。とくに、自分で考えることのできない「未熟さ〔=未成年状態〕」 (Unmündigkeit) の原因が「決意と勇気の欠如」すなわち「怠慢と臆病」(VIII 35) にあり、それは個人の「自己責任」(selbstverschuldet) しかし、カントの啓蒙論を道徳的な文脈でいわば「自立的思考のススメ」としてのみ理解することは、この小さなテクストのもつ意味を

だという発言だけを取りあげるとすれば、ハーマンの非難するように、カントは、自立的に考えることができない社会的弱者を切り捨て、 たろうとしているように見えてしまうだろう。はたしてカントの啓蒙論には政治にたいする批判的視座が欠落しているのだろうか。 しかもそうした社会的弱者をつくりだした原因である「政治」を批判することなく、むしろそうした政府の未熟な「後見人たちの後見人」

E. v. K. という匿名の著者 (編者のビースター自身だと推測されるため以下では便宜的にビースターと表記) によって書かれた論文に反論す 当たり前ではあるがかえって目立たなくなってしまった事実に立ちかえってみたい。この問いは、ビースターとゲーディケが編集する『ベ 味を引きそうにない問題をめぐって展開された。しかし両者の議論を仔細に検討してみるならば、その問いはけっして過去の遺物にすぎな るために執筆されたという経緯をもつ。この両者の論争は「婚姻の成立に聖職者〔牧師〕が関与すべきかどうか」という今日ではあまり興 いのではなく、今日のわれわれにも継承されるべき遺産であることがわかるだろう。 ルリン月報』(Berlinische Monatsschrift)に掲載されたツェルナーの論文の注のなかではじめて提起されたものである。そしてこの論文自体・ こうした問題を考察するにあたって、まずカントの啓蒙論が「啓蒙とは何か」という「問い」にたいする一つの「答え」であるという、

れにもとづいて(三)カントの論文がこの問いにたいするどのような回答になっているのかを考察し、カントの啓蒙論のもつ意味を再考し 本論文では、まず(一)ビースターの議論と(二)ツェルナーの反論を検討することによって、「なぜ啓蒙が問題なのか」を確認する。そ

当時さまざまな領邦で進展していた近代的な制度改革の流れに組し、「人間愛をもつ世界市民」(ein menschenliebender Weltbürger) 政治に影響を与えることを意図していたといえる。 有力者や立法者の耳に直接には届かないだろう」(BM 95) ことを予想しつつも、雑誌を通じて公衆へと問いかけることによって、間接的に (BM 95)の立場から、婚姻の制度改革を提案したものである。『ベルリン月報』の編者のビースターと目される論文の著者は、「この提案が 一七八三年九月の『ベルリン月報』第九号に掲載された「婚姻の成立にさいして聖職者をもはや煩わせないことの提案」という論文は、

減する必要があったのである、と。このように婚姻の契約それ自体の必要性は、理性的な啓蒙された人にも理解できるものである。 約」(BM 95) に留まっていてはならず、「公的で外的な周知の(一般に知られた)もの」(BM 96) になることによって、離婚のリスクを縮 人のみならず国家にとってもその苦しみはあまりに多大であった」(BM 95)。それゆえ、夫婦関係や親子関係は自然のままの「内面的な黙 らず、「抑圧されたり、誤った方に向けられたり、克服されたりする可能性がある」(BM 95)。ところがこうした事態が生じた場合、「個々 はたしかに「抱いた女性を愛し、生んだ子供を愛するようにさせる自然衝動」(BM 95) があるが、こうした自然衝動は永遠に続くとはかぎ まずビースターは婚姻を「契約」(ein Kontrakt) として捉える。「婚姻の絆とは一つの契約であり、それ以上のなにものでもない。 おそらく理性的なひとなら誰も否定しないであろう」(BM 95)。そして婚姻契約が必要とされる理由を次のように説明する。 人間に

されていない人々」のためのものにすぎず、本来は必要のないものだと考えている。 彼は別の箇所では「啓蒙された人々にはあらゆる儀式(Seremonien)は必要ないだろう」(BM 98)と述べており、儀式はあくまでも「啓蒙 多くの人が、自分が何にかかわりあっているのかを考えない」(BM 96) ことになり、契約の効力が弱くなってしまうからであると説明する。 それに対して、婚姻にはある種の「儀礼」(Feierlichkeiten)がつきものであるが、彼はその理由について、もし儀礼がなければ、「かなり

聖職者の介入は婚姻の契約を神聖で強固な名誉あるものにはしないことを解明する(aufklären)ことに向けられているといってよいだろう。 啓蒙的でもある、 である」(BM 97f.) と主張し、このように聖職者が婚姻に関与することの不適格性については「きわめて啓蒙されていると同時にきわめて 現在では「聖職者の干渉は大部分の人びとには笑うべきものであり、 ないにしても重要なこの人類の仕事〔=婚姻〕をわがものにしようとしたからだろう」(BM 96)というものである。後者の点については、 抜かれたものとはいえない意図から」(BM 96) であり、もう一つは「どこでもでしゃばろうとする支配欲の強い聖職者が、最高に重要では 要ではないし、また有害でさえありうると主張する。それでは、どうして婚姻の契約に聖職者がかかわることになったのだろうか。ビース ターは二つの理由をあげている。すなわち、一つは「この契約を神聖で強固なかなり名誉あるものにしようという善意に発するが十分考え 以上のように、ビースターは個人の幸福と国家の福祉という観点から婚姻契約の必要性を認めるのだが、そこに聖職者が関わることは必 かの卓越したディーツが巧みに論じてくれた」(BM 98) と述べる。それゆえビースターの論考は前者の論点を、すなわち かなりの人にはむしろまったく結婚しないほうがよいほど不快なもの

婚姻というささやかな問題を扱ったビースターの論文の真の目的は、宗教と政治、信仰心と愛国心との関係を問いただすことにあったので 精神」(Geist der Nation)(BM 98)、「国家愛」(Liebe zum Staat)(BM 99)「愛国心」(Patriotismus)(BM 99)が失われてしまうのである。 れらにたいした意味はない』(BM 98)。しかも、 る〕契約や法律を破ることを欲しない。他方の のに対して、後者には「心を縛りつけるようなものは何もない」(BM 98)。こうしたなかで人々は国家の法律を軽視することになり、「国民 ることで満足しないのか。啓蒙されていない市民の「自然な推理」は次のようになるからだという。「『神御自身は、 ではなぜ「啓蒙されていない市民」(BM 98) は、 〔国家による〕契約や法律はおそらく人間たちによって作られたものであり、 前者では「身の毛もよだつ神聖な印象と言いようのない暗澹たる感情の力が総動員される」 婚姻契約が宗教によって聖化される必要があると誤認し、国家の法律によって保証され 私が前者の〔宗教によ したがってそ

取り除き、 綱」(BM 102)を聖職者の手に任せず、領主が「父親らしく(väterlich)みずから導く(führet)」(BM 102)ことによって、教会から権威を 取り除き、両者を調和させるためにはどうしたらよいだろうか。ビースターはそのための手段として、「国家の宗教を配慮することが、 答のなかで、国家の制度について学ぶだろう。それから後に老人になったとき、早くに学んだことを神聖だとみなすだろう」(BM 99)。 家をときに混乱へと陥れる若干の少数者たち〔=聖職者たち〕の私的な独占ではもはやなくなり、またふたたび国家行事 らく厳しい戦いを経験している」(BM 99) という。それではこうした教会と国家との「不幸な分裂」(die unselige Spaltung) (BM 101) を かしビースターによれば、 に血を流したように、 示の神聖さをもつとしたら、どんなにすばらしいことだろう。そうなればふたたび愛国者たちが出現し、彼らは、 (BM 100) ことを主張する。 ビースターは自分の望んでいることを簡潔に次のように述べる。「信仰と市民的義務が今よりもっと結合され、 国家へと権威を集中させることを彼は求めるのである。 自分の血を国家のために流すであろう。そうなれば少年たちは早くから教理問答とならんで、 当時の社会では宗教の教義が領邦の法律と衝突することによって、「誠実な信者は心のうちでいくつもの実につ 当時「一般人〔の心〕をつかむことのできるほとんど唯一のもの」(BM 101f.) であった「宗教」という「手 殉教者たちが宗教のため あらゆる法律が宗教的指 あるいはむしろ教理問 [国事]となる」

Ŧ

ビースターのこうした主張の根底にあるのは彼の「幸福」(Giük)観である。「人間に可能なかぎり幸福を享受すること、これだけが人間

とは、 と述べてはいるが、その意味するところは明らかである。それは政治と宗教が協力しあうということではなく、政治や法律こそが「宗教的 福しかありえない」(BM 102)。幸福が人間の究極目的であり、それゆえそれはただ一つしかなく、そしてその唯一の幸福へと人々を導くこ 力」(BM 102)、「神聖さ」(BM 103)を獲得することを目指すものなのである。 の行なうあらゆる偉大なことの究極目的(Endzwek)でありうる」(BM 100)、「人間には二種類の幸福があるのではなくて、ただ一つの幸 宗教ではなく政治の役割だ、というのが彼の確信である。ビースターは「政治と宗教、法律と教理問答を一つにしよう」(BM 102)

うに いたっていわば 法律と同じで、 するのが、「まず手始めに婚姻からその〔宗教による〕外面的神聖さを取り去る」(BM 103) ことである。そうすれば人々は「婚姻法は他の (BM 103)。このようにして宗教と政治とに分裂していた「全権威」(ganze Auktorität) (BM 103) を国家がみずからに引き寄せることによっ こうしてビースターは「あらゆる法律が等しく神聖でありますように」と願望する。しかし先ほど見たように、「啓蒙されていない人々」 [=婚姻法の外面的神聖さ]が減少することによって、事実上あらゆる残りのものが増大し、しかも前者も一緒に増大するのである. 「自然な推理」は、 国家の諸原則を「民族宗教」(Volksreligion)(BM 103)の確固たる支えのうえに築きあげることができる。ビースターの論文はここに 〔神聖さを〕伴わなくても何かが重要で神聖であることは考えられると思うようになるだろう」(BM 103)。こうして「外見上一つのも 他の法律は婚姻法と同じだと考えることに慣れていき、重要な法律が神聖さを伴わないことを不満に思わなくなり、このよ 〈政治の宗教化〉を目指すものであることが判明したといえよう。 婚姻にかんして宗教的聖化のほうが法律的認可よりもずっと価値があると誤認してしまう。そこでビースターが提案

にもかかわらず内縁婚を認めることになったとすれば、それは一歩前進したことになる。そうビースターは主張する。 が認められるならば、 費をしてあげることができない。そこでもし内縁関係が認められないとすれば、二人の愛は引き裂かれざるをえない。しかしもし内縁関係 が正当な法的効力をもつように」(BM 106)という具体的提案で閉じられる。聖職者が反対する内縁関係を法律的に認めることで、身分違 - の男女でも結婚(いわゆる「左手結婚」)が許されることになる。身分はあるが裕福でない人は、正規の妻や子供のために身分相応の出 ビースターの 「婚姻の成立にさいして聖職者をもはや煩わせないことの提案」は、 身分は違っても、妻や子供と「家族の幸福」(Familienglük)(BM 105)を築くことができる。それゆえ聖職者の反対 最終的には「聖職者によらずに内縁婚 (Konkubinatsehe) 個人の幸福や家族の

幸福を国家の制度が保証することによって、国民の愛国心を高揚させること、そこにビースターの小論の大きな意図があったといえよう。

なものにしないのは得策であるか」という論文を発表し、反論を試みる この匿名の論文にたいして、ツェルナーは一七八三年十二月の『ベルリン月報』第十二号に実名で「婚姻の絆をさらに宗教によって神聖

要な理由である「啓蒙されていない側の国民がしかねないという推理」(BM 107)、すなわち「人生のその他の〔婚姻以外の〕関係は婚姻の 絆ほどには信用できない。なぜなら、これだけが宗教によって聖化されるからである』(BM 107) という推理に焦点をあてる。つまり彼は "啓蒙された人々」が主張するように婚姻が特別に宗教によって聖化される必要がないのかどうかをあらためて検討するのである 婚姻の絆から「外面的神聖さ」つまり「宗教的聖化」を取り去るべきだというビースターの提案にたいして、ツェルナーはその提案の主

ていくことに希望をもてるだろうか」(BM 109)。そうツェルナーは問いかける 的規範が崩壊しつつある時代にあっては、婚姻の外面的神聖さを取り除いてしまったら、「内面的神聖さが習慣や伝統などをつうじて残っ 場合にはそれだけでも持ちこたえてくれるかもしれないからである」(BM 108)。しかも当時(「われわれの時代」 (BM 108)) のように伝統 けではなく、宗教的にも聖化することは得策であろう。「なんといっても、もう一つの絆はやはりつねにもう一つの絆なのであり、困った それ〔家族関係〕に向けたことだろう」(BM 107f.)。夫婦や親子という家族関係の重要性にかんがみれば、婚姻の絆を民事的に認可するだ それに基づく親子関係であろう。・・・・・・したがって各国家は、父親の配慮をもって市民の幸福を気づかうにあたって、なんと細心の注意を である。しかるに国家にとってある種の関係が神聖であることが格別に重要であるとすれば、その関係とはおそらく夫婦関係であり、また じて契約の履行に多少の差がある。各国家はまさにそれゆえに、それらの契約の違反についても異なった刑罰を科さざるをえないと思うの ソエルナーは第一の応答として次のように述べる。「市民的契約のあいだには重要性の程度 [差] があるのは明らかであり、その程度に応

害を立証することはたいてい容易であり、当局が被害者の助けにきて、秩序を乱した者に補償を強制する」(BM 109)。つまりこの場合、 さらにツェルナーは 「婚姻」のもつ「独自の本性」(BM 109) に着目する。他の契約の場合には、「他者からこうむった自分の諸権利の侵 被

家という制度のために死んだのではなく、「祖国のために――すなわち、愛する両親・夫婦・子供・友人たちのために、そして彼らすべて 府は最も身近な間柄に誠実でない者の誠実さから何を期待することができようか」(BM 111)と問い、「『どうして現代は愛国心を欠如する スター的立場は、 全体を団結させる結びつきである」(BM 111)という論点である。大部分の人にとって祖国が大切なのは「血と心の絆」によってであり、 「自然的な第一の絆」(BM 111) を強力なものにするのが宗教の役割である。宗教心をもとに家族愛を育めば、それが自然と愛国心につなが に親切で彼らすべてと密接に結びついた社会のために-つまり彼らにとって祖国とは、「彼らが生まれた土地や彼らに最初の法律を与えた当局ではなく、 ようになったのか』という問題〔に答えるさい〕には、まさにこの点が考慮されねばならない」(BM 112) という。かつて愛国者たちは国 (BM 111)。婚姻関係も他の契約と同列に見るなど、身近な関係性を軽視し、国家の法律や制度によって愛国心を基礎づけようとするビー ツェルナーは第一の応答をさらに次の論点で補強する。それは、「まさに婚姻やそれに由来する家族の結びつきこそが、最終的には国家 それがツェルナーの主張であるといえよう。 家族関係を「直接ではないにしても、より遠回しな仕方で解体しようとする」(BM 111f.) ものである。ツェルナーは -死んだのである」(BM 112)。愛国心の基礎には家族愛があり、 父母・妻子・兄弟・親戚なのである」 そしてこうした 一政

る ること」を願っていた。そうだとすれば、彼は「結婚の絆ほどの人生のきわめて重要な関係が宗教によって聖化されることを喜ぶべきであ がたんに外面的行為にかかわることで十分だと考えていたわけではなく、それが「宗教的力をもつこと」すなわち「宗教によって聖化され ―それが作用するところでは―すべてのものに、あらゆるところで作用するのである」(BM 113)。ところでビースター自身も、 らためて法律と宗教との違いに注意をうながす。法律は「目に見える不正行為だけを罰することができる」(BM 113) のにたいし、「宗教は 合に民事罰を受けるのを恐れなければならない間だけ遵守されればよいとみなす」(BM 113)ことになると述べる。ツェルナーはここであ まり、それらの法律を神聖だと思うかわりに、「むしろすべてのものはたんに当局の指令にすぎないとみなし、そうした指令は違反した場 ことはできるが、「啓蒙されていない市民」は「しかしまさにそれゆえにその重要な法律を犯すことも躊躇しないであろう」(BM 113)。 を獲得するという論理自体のおかしさを指摘する。婚姻から宗教的聖化を取り去ってしまえば、たしかに婚姻も他の法律と同じだと考える またツェルナーは第二の応答として、婚姻の絆からいったん「外面的神聖さ」を取り去れば、婚姻法も他の法律も同じ「外面的神聖さ」 どうすれば他の諸関係もより緊密でより直接的な聖化を得られるであろうかについて提案すべきだ」(BM 114) とツェルナーは反論す 国家の法律

る「有害な推理」(BM 114) を予防することもできるのである 国家のすべての法律は宗教によって聖化されるという確信に達するべきだとすれば」、「民衆をその確信へと導く者は宗教の教師である 教婚のうちにわずかに残されている宗教のポテンシャルを解放し、それを政治全体へ及ぼそうとするのである。こうして彼は「もし民衆が (BM 114) と主張する。こうした宗教的教師の指導のもとで、民衆は信仰心を培い、愛国心を育むことができ、そしてビースターの心配 以上のようにツェルナーは 〈政治の宗教化〉を目指すビースターの議論を逆手にとって、 いわば 〈宗教の政治化〉を目指す。 つまり、

教授がいまではあまり実を結ばないのは残念ながら真実である」(BM 114) と認め、「将来ますます成果をあげなくなることが憂慮される」 (BM 115) という。 (注)という名のもとに人間の頭と心を混乱させるとしたら、そうなってしまうだろう」(BM 115) と憂慮するのである。ここで「啓蒙」の このようにツェルナーは「人間の幸福に役立つ実践的な宗教を説教する宗教の教師たち」(BM 115) に期待を寄せるが、 それは「もし人々がさらにきわめて強力な措置をとり、道徳性の第一諸原則を動揺させ、宗教の価値を引き下げ、啓蒙 他方で「説教や

「(注) 啓蒙とは何か。この問いは、真理とは何か、というのとほとんど同じくらい重要な問いであり、啓蒙を開始する以前に、この問 いに答えておくべきではなかろうか。ところが私はいまだどこでもこの問いが答えられたのを見たことがないのである」(BM 115)。

それが権威だからという理由だけで非難し、「自分を他人から際立たせることで何かを得ようとする」時代的風潮を批判している。そして る大人になるよう求めることによって、時代の成熟に期待しているといってよいだろう。 彼は人々に批判のために批判をするような子供じみた未熟な態度を脱し、人間社会の「真剣な仕事」(BM 116)を共同して行うことのでき ツェルナーは「啓蒙とは何か」とあらためて問うことによって、人々が「啓蒙」の名のもとに伝統的な慣習や宗教を、それが伝統的だから、

=

と「批判」との緊密な結びつきを強調すべきだろう。 性批判の法廷の吟味にかけようとしたカントにとって、啓蒙の問題はけっして周辺的な事柄なのではなく、むしろフーコーとともに「啓蒙」 öffentliche Prüfung)に持ちこたえることができたものにのみ是認するものなのである」(A XI)。このように「宗教」と「立法」をともに理 (Heiligkeit) によって、立法はその威厳 (Majestät) によって、批判から免れようとするのがふつうである。しかしそのさい両者は自らにた 所の注のなかで次のように語っていた。「現代はすべてのものが従わねばならない批判の本来的な時代である。宗教はその神聖さい。 第十二号に掲載された。カントはすでに『純粋理性批判』(一七八一年)第一版の「序言」で当時の「成熟した判断力」について述べた箇 いするしかるべき嫌疑を引き起こし、偽りなき尊敬を要求することはできない。尊敬とは、理性がその自由で公共的な吟味(freie und カントの論文「啓蒙とは何か―その問いの答え」は、ツェルナーの問いかけからちょうど一年後の一七八四年十二月の『ベルリン月報』

理性の使用が正当でありうる諸条件を定義することを役割とするものだからだ」。 いかなる権威にも服従することなく、自分自身の理性を使用しようとする時であると描いている。ところが、まさしくこの時こそ、 〈批判〉が必要な時なのである。なぜなら、〈批判〉とは、ひとが認識しうるもの、なすべきこと、希望しうることを決定するために、 「私はこの短い論文とカントの三大『批判』との間にある結びつきを強調すべきだと考えている。じじつ、この論文は、啓蒙を、人類が、

さてカントの啓蒙論を考察するにあたって、ビースターとツェルナーとの論争の焦点になっていた「宗教と政治との関係」と「愛国心の

問題」をめぐって検討してみたい。

自由を形式的・制度的に保障することであり、信教の自由にたいする侵害にこそ、政府は干渉すべきなのである。それゆえ「啓蒙された君 指したとすれば、カントは原則的に〈政教分離〉を計ったといえる。「君主が配慮すべきことは、すべての真の改革、または真のものである よって当世の人々からも後世の人々からも感謝される価値のある君主とみなされるような君主である」(VIII 40)。国民の信教の自由や良心 統治者として、人類を未熟さから解放し、良心にかかわる問題については、みずからの理性を行使する自由を各人にあたえ、そのことに は感じない君主である。寛容という語は高慢なものだと感じて、みずからは使わないことにしているような君主である。そして少なくとも については、あらかじめなにも定めておかず、国民の完全な自由に委ねることを義務と考えると語っても、みずからの威厳が損ねられたと 主」といえども、宗教の問題にたいしてむやみに介入すべきではない。カントは次のように述べる。「啓蒙された君主とは、宗教的な問題 (VIII 40)。宗教は個人の魂の救済の問題であり、政治はそれに干渉すべきではない。政治の役割は、宗教の内容にはかかわらず、信教の 力で専念し、魂の救済を進めようとしているのに、他の臣民が暴力をもってこれを妨げることがないように配慮しておくべきだろう」 君主にはまったくかかわりのないことであり、これは臣民に委ねておけばよい。ただし君主は、ある臣民が自分の魂の救済という使命に全 と考えられた改革が、市民的な秩序と共存できるようにすることだけである。臣民がみずからの魂の救済のために必要と考えていることは、 の自由は、 まず「宗教と政治との関係」について、結論からいえば、ビースターが〈政治の宗教化〉を目指し、ツェルナーが 我慢の限界を超えれば不寛容に反転しかねない「宗教的寛容」の問題ではなく、それらの自由を権利として保障することは、ど 〈宗教の政治化〉

に「宗教婚」の一切を認めようとせず、「民事婚」に統一しようとすることは、批判されるべきであろう。 んな場合にも守られなければならない「統治者の義務」なのである。こうしたカントの見方からすれば、ビースターが「啓蒙」の名のもと

野においても、臣民にみずからの理性を公的に使用させ、より優れた法律について意見を世界に公表させても、さらにすでに定められた法 教と政治の双方とも理性による批判へと開かれたものなのである。 律を率直に批判することを許しても、なんら危険はないことを洞察できるはずである」とカントが述べていることからもわかるように、宗 のだから」(VIII 41)であった。しかし、「国家の元首は宗教における啓蒙をまず優先しながらも、さらに先まで考え抜くならば、立法の分 ではおもに「宗教の事柄」(VIII 41) について語られているが、それは「宗教においては未熟さがもっとも有害であり、もっとも恥ずべきも と政治をともに「理性の公的使用」の対象、つまり公共的議論の対象とする道も示した。カント自身が告白するように、『啓蒙とは何か』 しかしカントは政教分離を原則としつつも、宗教をたんに内面的問題だけに、政治をたんに外面的問題だけに限定するのではなく、宗教

載された『理論と実践』のなかで論じた「愛国」にかんする叙述を手がかりにして、カントの愛国心論を検討することにしたい。 それとも〈宗教的愛国心〉でも〈政治的愛国心〉でもなく、いわば〈批判的愛国心〉といったものがありうるのだろうか。カントは とは何か』では、愛国心という語もその派生語もともに用いてはいない。そこで、カントがのちに一七九三年九月に『ベルリン月報』に掲 カントはまず「家長的な統治」と「愛国的な統治」とを対比させて次のように述べる。 しかし宗教も政治もともに啓蒙によって批判にさらされるとすれば、「信仰心」だけでなく「愛国心」もなくなってしまわないのだろうか。

するしかない。このような統治は、考えられるかぎりもっとも強力な専制政治(臣民のすべての自由を破棄し、その結果臣民はいっさ なあり方で幸福であるべきかは国家元首の判断を待つしかなく、自分たちの幸福をも国家元首が欲してくれることは彼の善良さに期待 るかを見きわめられない未熟な子供のように、ただただ受動的な態度をとるように強いられる。このとき臣民は、自分たちがどのよう (imperium paternale) と呼ばれる。それゆえそういう統治のもとでは、臣民は何が自分にとって本当に有益であり何が本当に有害であ 「父親が自分の子供に対しておこなうのと同じように恩恵の原理に基づいて国民に対しておこなわれる統治は、家長的な統治

統治として考えられるのは、家長的な統治ではなく、愛国的な統治 (imperium non paternale, sed patrioticum) だけである」(VIII 290f.)。 Γ.) の権利をもたないことになる体制)である。権利をもつことのできる存在である人間にとって、同時に支配者からの恩恵が関与する

とである。われわれはこうした「愛国的な統治」をする国にして、はじめてそこに「愛国心」を抱くことができるのはなかろうか。カント は愛国的な考え方について、次のように述べる。 な統治」とは区別される。愛国的な統治とは、人間として自分の幸福を自分で決める「自由の権利」を保障してくれるような政治体制のこ であるとすれば、それは「考えられるかぎりもっとも強力な専制政治」である。こうした「家長的な統治」(パターナリズム)と「愛国的 カントによれば、たとえ国民の幸福を恵み深く配慮する福祉国家でも、自己の幸福を自分で決定する自由な権利を認めない「家長的な統治」

もなしに自分の好きなように利用できるように支配する権限が自分に与えられているなどとはみなさないとき、そうした考え方を愛国 こに生まれ落ちており、さらにそれをかけがえのない担保のようなものとして後世に残さなければならないのだとみなしているとき、 しかもそのようにみなすのは、ただただ各人の権利を共同意志の法によって保護するためだけなのであって、公共体や国土を何の制限 「(国家元首も含めて)国家におけるすべての人が、公共体は母なる懐、国土は父なる大地であって、自分はそこから生まれ出、 またそ

的というのである」(VIII 291)。

れることになり、それがひいては国民の愛国心へとつながってゆくといえるのではなかろうか。もしそうだとすれば、理性の公的使用をつ たことが注目される。君主は各人が理性を公的に使用する自由を権利として保障することによって、現在世代からも未来世代からも賞賛さ そのことによって当世の人々からも後世の人々からも感謝される価値のある君主とみなされるような君主である」(VIII 40)と述べられてい るならば、先に引用した箇所で、「啓蒙された君主」とは「良心にかかわる問題については、みずからの理性を行使する自由を各人にあたえ、 このような愛国的な考え方のうちに認められる「各人の権利の保護」と「後世の配慮」という視点から『啓蒙とは何か』に立ち戻ってみ

うじた啓蒙のプロセスは、愛国心にとっても不可欠な条件となるだろう。「啓蒙をまったく放棄することは、その人にとってもその子孫に とっても、人間の神聖な権利を侵害し、踏みにじる行為なのである」(VIII 39)。このように論じるカントの『啓蒙とは何か』というテクス トは、いわば「愛国心の可能性の条件」を解明したものであるといえるのではなかろうか。

カント的「愛国心」の条件として少なくとも次の三点を指摘できるように思われる。

1、単一の幸福を押しつけてはならず、幸福の複数性を権利として承認すること。

2、現在世代の幸福だけでなく、未来世代の福祉も配慮すること。

3、祖国愛の根底に「世界市民主義」があること。

て」(VIII 39)、公衆に向けて自分の祖国についての意見を表明することが、愛国心にとっても重要なのである。 ろ世界市民主義にもとづいてはじめて愛国心が成り立つというべきだろう。「全公共体の一員として、いやむしろ世界市民社会の一員とし 1と2についてはすでに見てきたとおりが、3に関しては、カントにおいて愛国心と世界市民主義はけっして矛盾するものではなく、むし

それにたいしてカントは、そもそも人間は「いかにして愛国心をもつことができるのか」を批判的に吟味し、こうした愛国心の可能性の条 件として、自己の責任で理性を使用する「啓蒙」の意義を展開したといえるのではなかろうか。 の原因を究明しようとし、それぞれ別のものに(ビースターは〈政治と宗教の分離〉に、ツェルナーは〈家族的共同体の崩壊〉に)訴える。 生まれながらに自然に植えつけられるものでもない。彼らは二人とも「どうして現代は愛国心を欠如するようになったのか」(BM 112)、そ カントにとって愛国心とは、ビースターのように、啓蒙された者によって上から押しつけられるものではないし、ツェルナーのように、

は別の見方を提示することによって、われわれの政治的状況を批判的にとらえ、「理性を公共的に使用する」ための土台を提供してくれる 「自己責任」と「愛国心」とを緊密な関係において把握することを可能にするカントの啓蒙論は、 両者の関係について今日のわれわれと

ように思われる。

注

- (1)カントからの引用はアカデミー版の巻数をローマ数字で記し、頁数をアラビア数字で付す。ただし『純粋理性批判』からの引用については、慣例により第 頁数をアラビア数字で付す。
- 2 ヨーハン・ゲオルク・ハーマン(川中子義勝訳)「クラウス宛書簡(=カント『啓蒙とは何か』への批判)」『北方の博士・ハーマン著作選 版をA、第二版をBで記し、 上』沖積舎、
- 3 カントの啓蒙論を独自に展開させたものとしては、ミシェル・フーコーの議論が注目される。フーコーはカントの啓蒙論のうちに「現在性 politique», Dits et Écrits 1954-1988, IV 1980-1988, Gallimard, Paris, 1994.〔ミシェル・フーコー(北山晴一訳)「全体的なものと個的なもの―政治的理性批判 IV 1980-1988, Gallimard, Paris, 1994. 〔ミシェル・フーコー(石田英敬訳)「啓蒙とは何か」 『ミシェル・フーコー思考集成Ⅹ』筑摩書房、二○○二年。〕ま 二〇〇二年、二二七頁。 治的理性批判」(critique de la raison politique) に向けたものとして提示している。Michel Foucault,««Omnes et singulatim»: vers une critique de la raison た、考古学的方法によって現在の基層を発掘し、現在性のなりたちを系譜学的に解明することを目的とするフーコーは、別の機会にみずからの議論を「政 「われわれ自身の歴史的存在論」あるいは「われわれ自身の批判的存在論」と呼ぶ。Michel Foucault, «Qu'est-ce que les Lumières?», Dits et Écrits 1954-1988, ついての問い」の端緒を認め、そこに私たちの偶然的で歴史的な存在を絶えず批判しようとする〈哲学的エートス〉を見いだす。そしてそうした試みを に向けて」『ミシェル・フーコー思考集成皿』筑摩書房、二〇〇一年。〕
- $\widehat{4}$ 当時の「啓蒙」をめぐる一連の議論については、西村稔『文士と官僚―ドイツ教養官僚の淵源』木鐸社、一九九八年、とくに「第八章 啓蒙とエリート」
- 5 『ベルリン月報』からの引用は次の著作により、BMと記し、通しの頁数を付す。Was ist Aufklärung? Beiträge aus der Berlinischen Monatsschrift. In Zusammenarbeit mit Michael Albrecht ausgewählt, eingeleitet und mit Anmerkungen versehen von Norbert Hiske, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt,
- (6) Michel Foucault, «Qu'est-ce que les Lumières?», Dits et Écrits 1954–1988, TV 1980–1988, Gallimard, Paris, 1994, p. 567. 〔ベシェル・フーコー(石田英敬訳)「啓 蒙とは何か」『ミシェル・フーコー思考集成X』筑摩書房、二〇〇二年、一〇頁。〕

Aufklärung und Patriotismus. Zur Beziehung zwischen Religion und Politik im Kontext der Aufklärungsdiskussion in der "Berlinischen Monatsschrift".

Ken CHIBA

Im kleinen Beitrag Beantworung der Frage: Was ist Aufklärung? bestimmt Kant die Aufklärung als "Ausgang des Menschen aus seiner selbstverschuldeten Unmündigkeit". Diese berühmteste Definition der Aufklärung wird häufig nur individualistisch-moralisch als Anmutung zum selbständigen Denken ausgelegt. Sie hat aber auch eine kommunitarianistischsittliche Dimension, in der die Glieder eines gemeinen Wesens ihre Recht zum öffentlichen Gebrauch der Vernunft ausüben. Sie bedienen sich ihres eigenen Verstandes frei und öffentlich nicht um seiner selbst willen, sondern um ihres eigenen Landes willen. Die vorliegende Arbeit beschäftigt sich mit der Aufgabe, diese "patriotische" Seite der Auklärungsschrift Kants herauszuarbeiten und die "Bedingungen der Möglichkeit" vom Patriotismus zu bestimmen.

Dabei wird die Debatte über das Wesen der Aufklärung in der "Berlinischen Monatsschrift" in Betracht gezogen. Das Problem des Patriotismus ist mit dieser Streit eng verbunden. Die Frage: Was ist Aufklärung war im Zöllnerschen Aufsatz Ist es rathsam, das Ehebündniß nicht ferner durch die Religion zu sanciren? gestellt, der auch eine Antwort auf den Beitrag Vorschlag, die Geistlichen nicht mehr bei Vollziehung der Ehen zu bemühen von Biester (unter dem Pseudonym "E. v. K.") war. In beiden Schriften wird die Beziehung zwischen Religion und Politik behandelt, die nicht nur mit dem Problem des Ehebunds, sondern auch mit dem des Staatsbürgerbunds zusammenhängt.

Biester kritisiert die Geistlichkeit, dass sie sich in den Ehekontrakt einmischt und dadurch den Wert der andern Kontrakte herabsetzt. Ihre Autorität gründet ihm zufolge auf dem "natürliche[n] Schluß des unaufgeklärten Bürgers": "Gott selbst will nicht, daß ich jenen Kontrakt oder jenes Gesetz [der Religion] breche! ; die andern sind wohl nur von Menschen gemacht, und mit denen hats daher so viel nicht zu bedeuten". Indem ein religiöses Gesetz seine äußerliche Heiligkeit besitzt, verlieren alle andere staatliche Gesetze ihre Majestät. So schlägt Biester vor, zuerst dem Ehebündnis seine äussere Heiligkeit zu entziehen und das religiöse Monopol für die Heiligkeit zu überwinden. Dann kann man erwarten, dass alle (folglich auch religiöse) Gesetze gleich wichtig und heilig werden. Er wünscht damit, Politik und Religion in eins zu bringen. "Läßt Politik und Relition, Gesetze und Kathechismus Eins sein!". Diese Vereinigung der beiden soll aber nicht durch ihre Gleichsetzung, sondern unter dem Vorrang der Politik vor der Religion vollgezogen werden. "Dann gäb es wieder Patrioten, die ihr Blut für den Staat vergössen, wie Märtyrer es für die Religion thaten." Biester beanspricht also sozusagen "Religionisierung der Politik".

Zöllner antwortet dagegen auf den Biesterschen Vorschlag, indem er die Bedeutung der Religion für den Ehebund und die Wichtigkeit der Familienbande für den Staat hervorhebt. Er sagt: "Liegt aber dem Staate an der Heilligkeit irgend eines Verhältnisses außerordentlich viel, so ist es gewiß das Verhältniß der Gatten gegen einander, und das darauf gegründete zwischen Eltern und Kindern". In diesem Betracht soll der Staat ein religiöses Band benutzen, "weil ein Band mehr doch immer ein Band mehr ist, und im Falle der Noth villeicht noch allein hält". Unter den verfallenen Zuständen der Zeit ist die religiöse Sanktion nicht überflussig, sondern sehr nützlich. Er behauptet ferner, dass "gerade die eheliche und die daraus entspringende Familienverbindung diejenige ist, die am Ende den ganzen Staat zusammenhält". Den allermeisten bestimmen "Vater und Mutter, Gattin und Kind, Brüder und Verwandte" ihr Vaterland. "Je schlaffer und dünner diese Bande werden, desto mehr verschwindet der Enthusiasmus der Bürger für das Vaterland". Für den Patriotismus ist es höchst wichtig, die Familienverbindung zu heiligen, und das kann die Religion am kräftigsten. Zöllner versucht dieses Potenzial der Religion für den Staat zu entfalten und zielt auf die "Politisierung der Religion".

Kant beantwortet die zöllnersche Frage über die Begriffsbestimmung der Aufklärung im obengenannten Beitrag. Er unternimmt dabei "die Trennung von Politik und Religion". Er meint: "Wenn er [Monarch] nur darauf sieht, daß alle wahre oder vermeinte Verbesserung mit der bürgerlichen Ordnung zusammen bestehe: so kann er seine Unterthanen übrigens nur selbst machen lassen, was sie um ihres Seelenheils willen zu thun nöthig finden". Hier scheint es, dass er die Politik auf das Äußere, die Religion hingegen auf das Innere beschränkt. "Der öffentliche Gebrauch der Vernunft" kann aber sowohl in Ansehung der Politik, als auch der Religion gemacht werden. Beide sollen die freie und öffentliche Prüfung der Vernunftkritik durchstehen. Was den Patriotismus betrifft, erklärt Kant ihn nicht in diesem Beitrag, sondern in dem Aufsatz: Über den Gemeinspruch: Das mag in der Theorie richtig sein, taugt aber nicht für die Praxis. Er bestimmt das Wort "patriotisch" folgendermaßen: "Patriotisch ist nämlich die Denkungsart, da ein jeder im Staat ... das gemeine Wesen als den mütterlichen Schooß, oder das Land als den väterlichen Boden, aus und auf dem er selbst entsprungen, und welchen er auch so als ein theures Unterpfand hinterlassen muß, betrachtet, nur um die Rechte desselben durch Gesetze des gemeinsamen Willens zu schützen". Daher kann man den folgenden Satz in patriotischer Hinsicht interpretieren: "auf sie [die Aufklärung] Verzicht zu thun, es sei für seine Person, mehr aber noch für die Nachkommenschaft, heißt die heiligen Rechte der Menschheit verletzen und mit Füßen treten". Als die Bedingungen der Möglichkeit von diesem "kritischen Patriotismus" können wenigstens folgende drei Punkte aufgezählt werden.

- 1. Der Patriotismus darf nicht den Menschen zur einzigartigen Glückseligkeit zwingen. Er muss die Pluralität der Glückseligkeit als Menschenrecht anerkennen.
- 2. Er muss nicht nur die gegenwärtige, sondern auch nachkommende Generation beachten.
- 3. Er muss den "Weltbürgergeist" zum Grunde haben.

Der Patriotismus ist für Kant weder wie der Biestersche, ein von der aufgeklärten Seite, von oben nach unten Durchgedrücktes, noch wie der Zöllnersche, ein durch die Bande des Bluts und des Bodens Eingepflanztes. Er stellt für ihn ein durch den öffentlichen Gebrauch der Vernunft Aufgeklärtes dar.